

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

廃棄事業に係る防護措置が必要な場合について、防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合について所要の整理を行うこと。

第二 その他関係政令について、所要の整備を行うこと。（第二条から第四条まで関係）

第三 この政令は、改正法の一部の施行の日（平成三十年十月一日）から施行するものとする。 （附則

関係）